

島根地方最低賃金審議会 第429回会議 議事録

- 1 日 時 令和5年3月14日（火） 午後3時57分～午後4時36分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席5名 定数5名
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 特定最低賃金改正の申出の意向表明について
○ 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について

【会 長】 只今から、島根地方最低賃金審議会 第429回会議を開会します。
はじめに、事務局は本日の配付資料の確認をして下さい。

【補 佐】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料等につきまして、ご確認をお願いいたします。本日は、会議次第が1枚、会議資料として赤インデックスのNo.1からNo.4を綴じたものをお配りしています。

資料No.1が、表紙を除く6枚物で、6件の特定最低賃金の改正の申出についてとあります意向表明文書の写し、資料No.2が、片面印刷1枚で、令和5年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数、資料No.3が、2枚物で、最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書の写し、資料No.4が、片面印刷1枚で、最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書の写しです。

それから、参考資料としまして、賃金引上げ特設ページ開設のリーフレットと、2つ折りの最低賃金・賃金引上げの支援策一覧のリーフレット、業務改善助成金通常コースとキャリアアップ助成金のリーフレットをそれぞれ1枚お配りしています。以上が本日の資料となります。

【会 長】 事務局から、定足数について説明して下さい。

【補 佐】 本日の委員の出席状況について事務局から報告します。

本日は、先ほど連絡がありました労働者側の島田委員が遅れていますが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は、有効に成立しますことを報告します。

【会 長】 本日の会議及び議事録については、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条及び第7条第2項を適用して公開とします。事務局から公開の状況について説明して下さい。

【補 佐】 本日の会議は、島根地方最低賃金審議会運営規程により公開手続きをとりましたが、傍聴希望はありませんでしたので、報告します。

【会 長】 それでは、会議次第2、宮口労働局長から開会に際し、ご挨拶があります。よろしくをお願いします。

【局 長】 本日は皆様ご多用の中、年度末3月の押し迫った中、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から労働行政の運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、島根県最低賃金の審議につきましては、長引くコロナ禍に加えまして、昨今の物価高、原材料費やエネルギー代の高騰などによりまして、取り巻く環境は大変厳しく、委員の皆様には多大なご苦勞をいただきました。最終的には全会一致とはなりませんでした。会長をはじめ審議会委員の皆様には、長時間、そして深夜に及ぶ本当に熱心なご審議を頂き、大変感謝しているところでございます。

また、特定最低賃金については5つの業種について改正申出がありましたが、それぞれ28円から33円の引上げとなり、これについては全会一致による答申をいただき、11月から12月にかけて5業種すべてが順次発効となりました。労働局といたしましては、各方面のご協力もいただきながら、改定された最低賃金の周知を図るとともに、履行確保に向けた監督指導に引き続き取り組んでまいります。

また、中小企業・小規模事業者について、賃上げしやすい環境整備が重要であることから、業務改善助成金やキャリアアップ助成金等支援制度の活用促進や委託事業の働き方改革推進支援センターの窓口相談など、中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援や、下請け等の取引条件の改善を図ってまいりたいと考えています。

本日の審議会では、来年度に向けた内容も予定されています。審議会事務局としましても、島根地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会にあたり挨拶とさせていただきます。

【会 長】 会議次第3、特定最低賃金改正の申出の意向表明について、事務局から説明して下さい。

【室 長】 島根県特定最低賃金改正の申出の意向表明について、報告と説明をいたします。

特定最低賃金は、最低賃金法第15条第1項において、労働者又は使用者を代表する者は、労働局長に対し、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる、と規定されています。改正の申出があった場合、事務局では最低賃金基礎調査を行う必要がありますので、例年3月に申出の意向について文書で表明していただいております。

資料No.1をご覧ください。本年3月3日に労働者を代表する者から島根労働局長に対し、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金外5件の島根県特定最低賃金改正の申出の意向表明がありましたので、審議会にご報告します。この6件につきましては、今後所要の手続きを進めてまいります。

改正の申出については、申出書の審査時間を十分に確保し、その後の審議会と専門部会を円滑に推進していくため、令和5年7月24日月曜日を目途として提出をお願いしたいと思います。意向表明されました関係労働者代表の皆様には、申出の要件に従い、所要の準備をよろしく申し上げます。

申出の際は改めて審議会にお諮りします。申出の要件となります適用労働者数については、この後、賃金室長補佐が説明いたします。以上、局長に提

出されました意向表明についての報告等の説明をさせていただきました。

次に、申出の意向確認は、審議会の場で、審議会として労使の各委員に対して行うものとされていますので、この後、労使委員の皆様から新設及び廃止の申出の意向があるかどうか、ご確認をいただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

【会 長】 只今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。

(「ありません」)

【会 長】 本日の会議では、審議会における年間審議スケジュールの大まかな把握・調整をするという目的がありますので、労働者側・使用者側委員からの申出意向の有無も確認することになります。

労使各委員で、只今、事務局から報告がありました6件以外で新設等の申出の意向がありますか。

【森脇委員】 はい。

【会 長】 森脇委員。

【森脇委員】 使用者側は、新設・廃止ともにいたしません。

適正な使用者と労働者を7月に確保していただきたい。

【会 長】 労側からは。

【景山委員】 はい。労側としましては、新設の希望はございません。

森脇委員からおっしゃった中身については、百貨店、総合スーパーの件もあるのではないかと察しています。数年来、百貨店、総合スーパーについては、最終の7月の申出が出来ずに審議が出来ていません。関係労使に今後も粘り強く交渉も含めて行っていきたいと思っています。

また、大手のスーパーは、中央で各県の最低賃金額を決定していらっしゃるようで、非常に島根県は低い金額が提示をされているところです。そのことも含めて、労側としての働きを一定程度行って審議が出来るようもっていただければと思っています。以上です。

【会長】 ありがとうございます。新設・廃止、無いようですので次の議題に移ります。
会議次第4、特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について事務局から説明して下さい。

【補佐】 令和5年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数についてご説明いたします。

赤いインデックスの資料No.2をご覧ください。こちらの表は、島根県において特定の産業別最低賃金が設定されている6業種の、適用使用者数と適用労働者数の令和5年度の数値となります。表の中のカッコ内の数値は、昨年度の数値となります。

それでは、県内の特定最低賃金が設定される6業種の適用使用者数と適用労働者数の算出方法について、ご説明いたします。まずはこちらの6業種のうち、百貨店、総合スーパーと自動車新車小売業を除く4業種、資料ナンバー2の表の、上から4つ目までの産業について、説明させていただきます。こちら4業種の適用使用者数及び適用労働者数の算出にあたっては、平成28年経済センサスを経済産業省の方で整備した令和2年次フレームを基礎資料とした上で、当局において、それ以降の倒産情報のデータから、廃止した事業場の数と労働者の数を除き、さらに最低賃金基礎調査の結果から産業分類の変更が認められた事業場の業種変更や、廃止事業場の減数処理を行うなどして見直しを行い、集計しております。労働者数については、最低賃金基礎調査の結果を分析し、年齢、業務などによる適用除外となる者の割合から、適用除外労働者の推計値を求めて、出てきた推計値を最終的に差し引いたものを適用労働者数としております。

次に表の上から5番目の百貨店、総合スーパーになりますが、百貨店、総合スーパーの適用使用者数については、当局独自の調査による名簿を基に今

年度実施した最低賃金基礎調査結果や当局における事業場台帳記録等の数値や情報から算出し、労働者については先の4業種と同じく適用除外の対象となる年齢・業務等の対象者の推計値を除いて算出しております。

最後に自動車新車小売業になりますが、この自動車新車小売業については、平成28年経済センサスのデータを基に平成29年12月に島根労働局において行った事業所調査の結果を基本ベースにして、そこから現在までの新設、廃止、業種変更などの情報を経済産業省の方で整備した経済センサスの年次フレームや最低賃金基礎調査の結果を反映するなどして見直しを行い集計しています。労働者数については、他の5業種と同様に更新した数値から年齢業務等による適用除外者数を除いて算出しております。

なお、参考までに、令和5年度特定最賃の適用使用者数の産業計が前年度462事業所、今年度は451事業所で、11事業所の減少となっておりますが、このうち事業廃止が9事業所、業種変更による減少が2事業所となっております。この適用労働者数は、令和5年度特定最低賃金の申出に当たっての数量的要件を判断する際の基準となりますのでよろしくご審議をお願いいたします。また、今後適用使用者数及び適用労働者数が事業所の廃止などにより大幅に変動することとなった場合は、改めてご報告する予定としております。以上です。

【会 長】 ただ今の説明について、ご質問等ございますか。

(「ありません」)

【会 長】 ご異議がなければ、特定最低賃金の申出に係る要件として、適用使用者数及び適用労働者数を報告のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」)

【会 長】 それでは、報告のとおりとします。

【会 長】 それでは、会議次第5、その他です。最初に事務局から話があるようですのでよろしくをお願いします。

【室 長】 事務局から4点ありますが、1点ずつの進行をお願いしたいと思います。

最初に、本日の配付資料No.3についてですが、先般、連合島根様から最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請行動がございましたので、この中の最低賃金行政部分について状況をご報告します。

3月3日に連合島根の成相会長様はじめ7名の方が島根労働局におみえになり、労働局長に対し、要請がなされました。当局は局長、部長、関係課・室長が対応しましたが、要請の内容については、お手元の資料No.3のとおりです。

要請書の2ページ目を見ていただきますと、記の1のとおり最低賃金制度についての要請もいただいております。

最低賃金近傍で働いている方の多くは非正規労働者であり、依然として労働者の4割を占める非正規労働者の労働条件改善は急務であり、最低賃金制度がもたらす影響は益々大きくなっているとのことで、事務局としましても、特定最低賃金を含め、最低賃金審議会が円滑に実施できるよう努めることと、労働者のセーフティーネットとして十分に機能するよう周知広報、監督指導を図っていく旨回答しております。

また、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の議論が行き詰まり、中央の三者間で意見の隔たりのある目安をもとにした議論を地方で展開することは、地方における労使関係をいたずらに悪化させることも考えられることから、しっかりとした目安を示すよう中央審議会に対しての要望もあり、このことについては、地方での円滑な審議が行えるよう厚生労働本省へ報告する旨回答しています。

また、資料No.4についてですが、急激な物価の上昇は島根地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっていることから、最低賃金の再改定を直ちに行うための諮問を労働局長に求める要請がしまね労連からありました。諮問を行うとは回答できないが、本件要請があったことを厚生労働本省及び島根地方最低賃金審議会に伝えると回答し

ました。厚生労働本省に要請内容を報告したことを合わせまして、本審議会に報告します。以上、簡単ですが、最低賃金絡みの動向として、連合島根及びしまね労連からの要請についてご報告させていただきました。

【会 長】 只今要請行動についての事務局から報告がありましたが、この件について何かご意見はありますでしょうか。特に労側委員の皆様、何か追加等ご意見がありましたらお願いします。

【会 長】 景山委員。

【景山委員】 はい。文書を書いたものとして、少し思いの部分を述べさせていただきます。

先ほど事務局から報告があったとおりですが、特にこの要請書の2頁目の6行目の「しかしながら」の部分からですが、使用者と労働者の議論の限界、それから不一致な結論を導くことの懸念、という言葉を使わせていただきました。これは私が意図するところは、近年急激な最低賃金の引上げによって、決定状況がおよそ使用者側反対の決議で決まっている県が非常に多いということです。当島根県においてもそのようなことがやはり起きているということでございます。目指す社会というのは一緒ですが、こと最低賃金の決定額については意見の一致が見られず、このことがずっと続いていくのならば、最低賃金法に基づいて三者構成の審議が継続をするのだろうか、ということ強い懸念事項として労側としても持っていると言葉にさせていただいたところでは、ですからこそより納得性の高い目安額を中央で審議をされて、中央の三者がまず納得が出来る、説明が出来る、そういったものを地方に目安として送って欲しいんだ、という希望をここに書かせていただいていますので、労側としてはそんな考え方で最低賃金にはこれから望んでいきたいということをお願いしておきたいと思っています。

また、蛇足ですが3頁の6です。現在春闘期にも入ってしまして、それぞれの労使での議論が深まっています。価格転嫁の円滑化について、厚生労働省並びに島根労働局にも後押しをしていただきたいということで書かせていただいています。それぞれの会社の努力ということはあるものの、やはり社会

的なムーブを起こしていかないと進んでいきませんので、そのようなことも付け加えて今回労働局長に提出をしたということでございます。以上です。

【会 長】 はい。ありがとうございました。使側の方から何かございますか。

【森協委員】 ありがとうございました。おっしゃられるとおり、思いが一致しているところは多々ございます。結果として、このようになったということで、あくまで結果として判断しています。

あと、懸念としているのは、中央の在り方検討会ですが、A B C Dの4ランクが3ランクにするとかそういう話が議論されている様に伺っています。この最低賃金制度のそのものの在り方がどうか、根本的なところはどうかはきちんと中央の方でもらいい、我々の方は、島根県は独自で従来から他県と比較してどうかではなく、島根県は島根県らしく最低賃金を決めていきたいと考えています。辿る道は違うかもしれませんが、思うことは一緒だと思います。去年がプラス33円の結論に至ったことは受け入れています。令和5年度はどのようになるか分かりませんが、お互いに審議を尽くして島根県らしい最低賃金の在り方を求めながら結論を出したいと願っています。以上です。

【会 長】 ありがとうございました。今、中央の話がありましたが、これは後から、それとも今事務局からご説明されますか。

【室 長】 はい。こちら3点目で予定をしていましたが、先に話をさせていただきたいと思えます。

中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会、目安全協とされていますが、第1回の令和3年5月26日から第9回が本年2月27日まで開催されていまして、目安制度の在り方として目安額やランク区分、審議会の検討資料や公開の在り方などについて審議されています。

厚生労働省のホームページによりますと、第9回の資料として取りまとめ報告書の案が掲載されていまして、結論が得られるものと考えていまし

たが、結果としては、取りまとめには至らず、次回第10回が今後開催されることになっています。先ほど森脇委員からお話がありましたように、おそらくこのランク区分が現行のA B C Dの4ランクのままか、あるいはA B Cの3ランクに移行するかは、現時点では不透明ですので、取りまとめが行われましたら、委員の皆様へ情報提供したいと思いますので、現時点では現状報告ということでご理解いただければと思います。

【会 長】 ありがとうございます。事務局の目安全協の審議状況の報告に対して何かご意見がございますか。

なしでよろしいですか。

(「はい」)

では、事務局から2点目の令和5年度の審議会委員による事業場視察についてのお話をお願いします。

【室 長】 はい。先ほどの目安全協を2点目としましたので、この件を3点目にさせていただきます。

令和5年度の審議会委員による事業場視察の実施についてです。

令和2年・3年はコロナ感染拡大防止の関係で中止しましたが、今年度はテレビ会議方式を活用して視察先と意見交換をしました。過去の開催状況から委員の皆様からは、使用者側、労働者側双方からの貴重な意見等聞くこともできて、有意義なものと考えられるとの意見もいただいております。令和5年度におきましても事業場視察は実施することとし、その実施方法は今後のコロナの感染状況にもよりますが、基本的には実地視察方式により行いたいと考えております。例年ですと7月の年度第1回目の本審議会の日に行っておりましたので、令和5年度も7月初旬予定の本審議会後に実地視察により実施したいと思いますので、事務局提案につきまして、ご検討をお願いします。

【会 長】 それでは、次年度の事業場視察ですが、事務局からは7月の本審後に実地視察の方向で実施したいというご提案がありました。ご意見があればお願いします。

【森脇委員】 いいですよ。

【会 長】 では、その方向でよろしいでしょうか。

【景山委員】 はい。

【会 長】 分かりました。

例年通り7月予定の次回本審開催に引き続いて事業場視察を事業場に赴いて行うこととします。コロナの状況を見て別途調整となるかもしれませんが、今のところは、事業場に赴いて行うということで決めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、最後に事務局から4点目をお願いします。

【室 長】 最後に4点目としまして、参考までに最低賃金・賃金引上げに係る支援策についてです。

まず、事業場内最低賃金を引上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する業務改善助成金についてです。机上資料としてリーフレットをお配りしていますが、昨年12月に成立した第二次補正予算により拡充されました。令和5年度においても、新年度予算成立を経て同様のコースを引き続き実施する予定となっています。このほか、机上配布のリーフレットの通り賃金引上げ特設ページが厚生労働本省ホームページに開設され、島根労働局ホームページにもリンクを貼っています。特設ページには3つのメニューがありますが、企業が賃金引き上げを検討される際の参考として活用していただけるよう、この特設ページの周知も行っております。

また、社会的に関心が極めて高い賃金引上げに関して、企業における賃金引上げの機運を醸成するためには、事業主に対して具体的な賃金水準や賃金

引上げの事例を周知して、賃金引上げへの関心と理解を促進することが重要なため、監督署による企業への賃金引上げ支援として、定期監督等の実施時や労働時間相談・支援班により、同一業種・労働者に対応した島根県における平均的な賃金額のリーフレット、賃金引上げ特設ページの紹介資料などを交付し、賃金引上げに向けた検討の働きかけも行っています。今後とも各種支援策の周知に努めてまいります。以上が事務局からとなります。

【会 長】 はい。ありがとうございました。以上で今日予定していた議事が終了しますが、委員の皆様から何か今の事務局に対する質問でもよろしいので何かありますか。

(「ありません」)

事務局から何かありますか。

【室 長】 はい。最後になりますが、長引く新型コロナウイルスの影響や物価や原材料費の高騰等により、例年以上に困難な審議となり、委員の皆様には色々とお負担をおかけした点もあったかと思いますが、公労使委員の皆様が、それぞれの立場がありながらも協調してご審議いただき大変感謝しております。ありがとうございました。次年度も引き続きよろしく願いいたします。

今回の審議会につきましては、令和5年の島根県最低賃金について、局長が必要と認めた場合に改正諮問を行うこととなりますので、その時に開催させていただく予定です。

時期につきましては、昨年は7月6日に行っていますが、だいたい例年と同じような時期、7月上旬になろうかと思えます。委員の交代もありますので、また日程調整をさせていただき、ご連絡いたしますのでよろしくお願い致します。以上です。

【会 長】 それでは次回の審議会については事務局で日程調整をお願いします。

次回第430回本審については、局長から改正諮問がある場合に開催する

予定であり、例年どおり会議及び議事録は公開とします。

それでは、本日は今年度最後の審議会でしたが、皆様のご協力のおかげで無事に終了することができました。本当にありがとうございました。第56期委員は4月末で任期は終了となります。

次期の第57期におきましても、公・労・使三者の信頼関係のもとで、真摯な議論を行っていただき島根らしい最低賃金が決まりますように願っています。

以上を持ちまして閉会します。お疲れ様でした。